

※ 処理 事項	起 案	・ ・	統 計 簿	電算入力	公印使用	主 任	副 主 幹	副 主 幹	課 長	副 所 長	所 長
	決 裁	・ ・									
	施 行	・ ・									
本申告（申請）を承認（不承認と）し、減額（免除）通知書（不承認通知書）を送付してよいか。減額（免除）通知書（不承認通知書）第 号											

受付印

不動産取得税減額（免除・還付）申告（申請）書

令和 年 月 日 神奈川県 県税事務所長殿	納税義務者	郵便番号	
		住（居）所又は所在地	
		氏名又は法人名及び代表者氏名	
		個人番号又は法人番号	
		電 話 番 号	
		郵便番号	
		書類送付先連絡先	住（居）所又は所在地
		電 話 番 号	

次のとおり不動産取得税の減額（免除・還付）を申告（申請）します。

1 耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する減額（免除）申告事項

取 産 得 の 不 明 動 細	区 分	所 在	地 番	家屋番号	地目又は種類	地積(ア)又は床面積(イ)	不動産の取得又は譲渡担保財産の設定の年月日	税 額	減額(免除)を受けようとする税額
	土地					m ²	・ ・	円	円
	家屋						・ ・		

耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告

総務省令で定める耐震基準適合証明の有無	耐震改修の完了の年月日	居住の用に供した年月日	新 築 年 月 日	土地の課税標準となるべき価格（ウ）
有 ・ 無	・ ・	・ ・	・ ・	円

減 額 を 申 告 す る 税 額 の 計 算

家 屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額	土 地	(150万円 又は 〔平方メートル当たりの土地の価格(ウ)/(ア)〕× 〔床面積(イ)×2 (住宅1戸につき200平方メートル限度)〕 のいずれか多い額) × $\frac{\quad}{100}$ = 円	
	新 築 時 期			控除するものとされていた額 (エ)
	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで			100万円
	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで			150万円
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで			230万円
	昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで			350万円
	昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで			420万円
(エ) 万円 × $\frac{\quad}{100}$ = 円				

被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額申告

被収用不動産等の収用、譲渡又は移転補償金を受けた年月日

・ ・
円
円

被 産 収 等 の 不 明 動 細	区 分	所 在	地 番	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	固定資産課税台帳登録価格(オ)	(オ) × $\frac{\quad}{100}$
	土地・家屋					m ²	円	円
	土地・家屋							

譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する免除申告

譲渡担保財産の設定者への移転又は取得不動産の譲渡年月日

・ ・

再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告

建築工事等の完了の公告の年月日

・ ・

取得不動産の譲渡年月日

・ ・

農地中間管理機構による農地の取得に対する免除申告

農地売買等事業等の実施により当該土地の売渡し等を行った年月日

・ ・

土地改良区による換地の取得に対する免除申告

取得不動産の譲渡年月日

・ ・

2 還付申請事項

還 付 金 の 明 細	年度	月別	税 額	納 付 済 の 徴 収 金		納 付 年 月 日	減 額 (免除) されるべき税額	還 付 申 請 金 額	
			円	税 額	延 滞 金			税 額	延 滞 金
			円	円	円			円	円
口 座 振 込 み に よ る 還 付 金 の 領 受	取扱 金融 機関	銀行 金庫 信用組合 協同組合				本店(所) 支店(所) 出張所	預 金 の 種 類	1 普 通 2 当 座 3 その他	口 座 番 号 (フリガナ) 口座名義人
	銀 行 コード				店 舗 コード				

※ 処理 事項	年度	月別	納税通知書番号	減額申告年月日	減 額 申 告 事 由 コード	当 初 税 額	減 額 (免 除) す べ き 税 額						減額後の税額
				・ ・		円	控除コード	金 額	控除コード	金 額	控除コード	金 額	円
				・ ・									

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 減額を申告する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和9年3月31日までの間に行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。

3 固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和9年3月31日までの間に行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の2分の1に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。

4 口座振込みによる還付金の受領の欄は、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。

5 減額（免除）の申告事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。